

全ベルコ労働組合裁判 控訴審第1回口頭弁論「報告集会」開催報告

2月28日、札幌高裁において、連合が闘争支援する「全ベルコ労働組合裁判」の控訴審第1回口頭弁論が行われ、その後、札幌弁護士会館にて報告集会を開催した。

開会に先立ち、山根木晴久・連合総合組織局長が、原告をはじめ、弁護団、連合関係者など登壇者を紹介した後、弁護団が裁判の経過を報告した。



はじめに、弁護団の棗一郎弁護士（東京）は、「今後、一審判決の不当性を訴えていくなかで、(株)ベルコが行っていることが支配介入及び不利益取扱いの不当労働行為であることを理解してもらわなければならない。」と述べた。あわせて、裁判と並行して、北海道労働委員会でも審理が進んでおり、今年3月末までに命令が

出される見込みであることも報告した。

次に、弁護団の小川英郎弁護士（東京）は、「一審判決は、ベルコという企業の組織論をまったく無視した内容であった。原告が担当していたFAという職種の主たる業務は、葬儀を執り仕切ることであり、本業務にあたっては、形式上の代理店主である久保さんはまったく関与していなかった」と述べたうえで、「控訴審においてはこのような実態に則した組織論としての判断が重要」と説明した。



さらに、弁護団の浅野高宏弁護士（札幌）が、本件における裁判傍聴と本集会への参加者に対し、感謝の意を述べた。

原告2名からは、控訴審に向けての意気込みや心境が語られた。高橋功・全ベルコ労組委員長は、「ベルコに入社し、14年間、人の最期をみおくるという仕事に誇りを持ってやってきた。そんななか、ベルコから互助会やみどり生命の保険を取ることなどのノルマが課せられ、ノルマが達成できなければ葬儀も



高橋全ベルコ労組委員長

やらせない、などというベルコの指示に疑問も持つようになった。組合員のなかには現在も、このような過酷な職場で働いている人がいる。ベルコで働く仲間のためにも、「労働条件の改善に向けて闘っていきたい」と決意表明した。豊田義久・同労組書記長は、地裁判決をパンに例え、「あんパンを購入したはずが、中身

がクリームパンであった。その事実を主張しても、レシートにはあんパンと書いてあるから購入したものはあんパンなのだ、という判決を受けてしまった。外側はベルコの業務委託という形式だが、中身の実態はベルコの従業員ということと同じことだ」と強調した。

つづいて、連帯・支援メッセージとして、はじめに、逢見直人・連合会長代行が、「労働法学者で著名な水町勇一郎・東大教授もジュリストという労働法専門誌のなかで、『ベルコ事案の一审判决は問題である』と指摘した。連合としては、これまで個別事案を支援してきたことはなかったが、ベルコ事案が認められてしまうと、脱法的な偽装業務委託がさらに広がるのが懸念される。日本社会全体の労働問題となり得ることから、このような働かせ方を許してはならない。引き続き支援していく。」と話した。

全ベルコ労働組合の上部団体である情報労連、柴田謙司・中央本部書記長は、「この闘いは、3年半という長い年月がかかっている。これだけ長い間、原告が不当な扱いを受けていることは誠に遺憾である。この間、支援いただいている関係者の方々にあたっては、御礼申し上げたい」と感謝の意を述べた上で、組合員である原告の勝利に向けて、引き続きの支援を求めた。

最後に、連合北海道の齋藤勉副事務局長が、「一审判决後、ベルコ事案に関する連合北海道の動きとしては、ベルコ社のある全道各地で学習会を開催したり、街宣活動を実施して国会議員にも広く訴えかけてもらった。同業他社にもヒアリングを実施。冠婚葬祭業界としても、ベルコのやり方に疑問を呈する結果となった」と述べ、がんばろう三唱で締めくくった。



齋藤副事務局長